

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 酒類業組合等が提出する申請書等の様式について、押印を不要とするため、
 所要の整備を行うこととする。(別紙様式第1～第16関係)

- 2 この省令は、令和3年4月1日から施行することとする。(附則関係)